



建築住宅課からのお知らせ

◎住宅リフォーム資金助成事業

市民のみなさんが、市内に居住する自己所有の既存住宅を、市内の施工業者を利用して改修工事を行う場合に、その経費の一部を助成します。

住宅改善を促進するとともに、市民生活の向上と市内事業者の経済振興を図ることを目的に住宅リフォーム事業を実施します

◎助成対象者

- 市民であり、市税に未納がないこと
- 助成対象となる工事について、市で実施している他の助成等を受けていないこと
- 前年度、リフォーム工事について市から助成を受けていない人

◎助成対象工事

- 自己の居住する自己所有の既存住宅の改修工事（老朽化や災害等による住宅の修繕、補修、設備改修および模様替え）
- 市内に主たる事業所を有する施工業者に依頼して行う工事
- 助成金内示額決定前に着手していない工事
- 申請受付期間内に交付申請を終え、平成24年3月末までに完了見込みの工事
- リフォーム工事費用（消費税等を含む）が10万円以上の工事

※災害については、解体工事も対象とします。（り災証明が必要）

◎助成金の額

リフォーム工事費用の10%を乗じて得た額

※上記の計算で得た額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額

◎助成金の上限額 7万円

◎申請受付期間

11月1日(火)～平成24年1月20日(金)
(土・日・祝日・年末年始を除く)

◎申請方法

建築住宅課に備え付けの申請用紙に記入し、必要書類を添えて提出

※申込用紙等は市ホームページからもダウンロードできます。

◎問い合わせ・申請先 建築住宅課 (082・1167)

■住宅・建築物の耐震診断費用を一部補助します

市内に建っている昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅と多数利用建築物の耐震診断に要する費用を一部補助しています。詳しくは、お問い合わせください。



◎対象要件

●木造住宅

一戸建ての木造住宅で、3階以下のもの（店舗等の部分が全体の2分の1未満のもの）

●多数利用建築物

幼稚園、保育所、高等学校、老人ホーム、老人福祉センターなどの社会福祉施設、病院または診療所

◎補助内容

| | 募集数 | 補助限度額 |
|---------|-----|------------|
| 木造住宅 | 3戸 | 40,000円 |
| 多数利用建築物 | 1棟 | 1,000,000円 |

◎申請期限 11月30日(水)

◎申請方法 事前相談で要件を確認したうえで、申請に関する書類を建築住宅課建築係で配布